

貝塚市下水道施設等管理業務委託

共通仕様書

令和 7 年 7 月

貝塚市 上下水道部 下水道推進課

第1章 総 則

第1条（目的）

本仕様書は貝塚市及び貝塚市下水道事業（以下「甲」という。）の管理する本仕様書第3条の施設（以下「本施設」という。）における管理業務（運転・監視業務、点検・整備業務、付随管理業務等）（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）の業務について業務要領等を定めることを目的とする。

第2条（業務の履行義務）

乙は、本施設の機能を十分達成できるよう契約書、仕様書、その他関係書類並びに関連法令に基づき、業務に必要な人員を確保し、甲の指示に従って、能率的、経済的かつ誠意をもって業務の履行をしなければならない。

第3条（業務の対象施設）

本業務の対象施設は、次のとおりであるが、詳細については、特記仕様書による。

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 雨水ポンプ場（2箇所） | |
| (2) 汚水マンホールポンプ場（14箇所） | |
| (3) 高潮対策ポンプ場（8箇所） | |
| (4) 雨水貯水槽施設（3箇所） | |
| (5) 防潮施設（15箇所） | 合計 42 施設 |

第4条（業務の内容）

本業務の内容は、次のとおりであるが、詳細については、特記仕様書による。

- (1) 各施設の運転・監視業務
- (2) 緊急時の運転・監視業務
- (3) 各種機器の点検・整備業務及び軽微な修繕
- (4) 各施設の清掃及び環境整備
- (5) 各施設の警備・防火管理
- (6) 各業務の報告書の作成・提出
- (7) その他、上記業務の関連事項

第5条（業務期間等）

本業務期間は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間とする。

また、契約日から業務開始までの期間を業務準備期間とする。

第6条（指示の履行）

乙は、本業務の実施にあたり、甲の指示に従って履行しなければならない。

第7条（従事者の承認）

乙は、契約後速やかに本業務に従事する者（以下「従事者」という。）となった者の氏名、年齢、職名、経歴、取得資格、職務分担を記載した従事者届を提出し、甲の承認を受けなければならない。

また、乙は従事者の異動がある場合は、速やかに異動届を提出し、甲の承認を受けなければならない。

第8条（業務責任者の承認）

乙は、本業務について従事者の中から総括責任者・副総括責任者・主任技術者を選任し、甲の承認を受けなければならない。

第9条（承認取消）

甲は、乙の従事者で業務上不適格と認められる場合は、その理由を明確にし、承認を取り消すものとする。この場合、乙は速やかに後任について、甲の承認を受け、業務に従事させるものとする。

第10条（総括責任者の職務）

総括責任者は、従事者の指導監督を適切に行うとともに各施設の目的、設備、能力等の内容を十分把握、理解して、緊急時には直ちに連絡及び適切に対処できる状態にしておかなければならない。

第11条（従事者の勤務）

乙は、従事者の勤務について、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

第12条（管理体制）

乙は、委託業務を円滑に履行するために、必要な有資格者を確保し、業務分担（人員配置）、従事者の経歴及び業務上必要な書類等を常に整備し法令に違反することのないよう管理体制を十分にしなければならない。

第13条（労務管理）

乙は、従事者の労務管理一切の責任を負うものとする。即ち、本業務は公的使命が重大であることを念頭に置き、従事者のストライキ・退職・欠勤に対処できる体制を整えて、労務管理を十分に行わなければならない。

第14条（安全管理）

乙は、業務上危険が伴う作業については、従事者に対し常に労働安全の指導と意

識の向上を図り、有資格者を従事させ、事故の防止に努めるとともに、労働安全教育、労働安全点検等を定期的に行い、労働災害防止対策を確立し、労働災害が発生した場合の対策として救護作業及び通信連絡等の訓練を行わなければならない。

第15条（衛生管理）

乙は、衛生管理を十分に行い、防護具等の着用を励行し、定期的に健康診断を行うものとし、その費用は乙において負担しなければならない。

第16条（防火管理）

乙は、防火管理者の指示並びに消防計画に従い、それに基づく自衛消防組織を組織し防災教育、消防訓練を実施する。また、消防の用に供する設備、消火活動上必要な施設の点検を行い、火気の使用または取り扱いに関する監督を行う。

第17条（事故時の措置）

事故及び火災など不測の事態が発生した場合、乙は直ちに応急措置を行うと共に関係機関に通報した上、甲にその顛末を報告し、指示を受けなければならない。

第18条（緊急事態発生時の勤務等）

高潮、津波、大雨、洪水、台風等の緊急事態または、管理上、予期せぬ事態の発生に備えて、連絡体制を編成し、緊急招集に応じられる体制を確立しておかなければならない。また、上記の事態が発生した場合、非常通報第一報については乙が受けるものとし、速やかに管理業務に勤務するものとし、関係者に随時その情報を報告するとともに、作業部署間の連絡を密にして業務に従事するものとする。

※詳細内容は別紙「緊急事態発生時の対応」による

第19条（有資格者）

本業務に必要な資格は下記のとおりである。

- (1) 下水道法第22条第2項に基づく同法施行令第15条の3に定める有資格者
- (2) 危険物取扱者（甲種または乙種第4類）
- (3) 電気主任技術者（第3種以上）
- (4) 電気工事士（第1種）
- (5) クレーン運転技能講習修了者
- (6) 移動式クレーン運転技能講習終了者
- (7) 玉掛け技能講習修了者
- (8) 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業主任者講習修了者
- (9) その他労働安全衛生関係で必要な資格は確保すること

第20条（従事者の職種基準及び配置人数）

- （1） 総括責任者（1名）
業務全体の責任者で、下水道法施行令で定める資格を有し、総括の職務にあたり管理能力が有る者。
- （2） 副総括責任者（1名程度）
総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確な判断ができる者。
- （3） 主任（1名程度）
各業務の責任者で、高度な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者。
- （4） 技術員（3名程度）
基礎的な技術を有し、保守点検業務、運転監視等の業務を遂行できる者。
- （5） 技能員（2名程度）
運転操作等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務が行える者。
- （6） その他（1名程度）
事務補助及び清掃等の簡易な作業を行う者。

第21条（従事者の資格条件）

- （1） 総括責任者
本仕様書第19条の（1）に定める有資格者であり、かつ、吐出量 400 m³/min 以上の能力を有する雨水ポンプ場の運転管理業務の総括責任者または副総括責任者として実務経験を3年以上有していること。
- （2） 副総括責任者・主任
下水道施設の運転操作・監視・点検・整備及び修繕を行い、業務責任者として次に挙げるいずれかの資格を有する者。
 - （イ） 下水道施設の運転管理の実務経験を5年以上有する者。
 - （ロ） 高等学校卒業以上の資格を有し、下水道施設の実務経験を3年以上有する者。
 - （ハ） 甲が上記資格と同等以上であると認めた者。
- （3） 技術員
総括責任者の指示により、施設の運転操作・監視・点検・整備及び修繕を行える者で、プラント施設運転の実務経験を3年以上有する者。または、甲が同等以上と認めた者。
- （4） 技能員
総括責任者の指示により、施設の運転操作・監視・点検・整備及び修繕を行える者で、プラント施設運転の実務経験を1年以上有する者。または、甲が同等以上と認めた者。

(5) その他

事務補助及び清掃等の簡易な作業を行うことができる者。

(6) 従事者全般

緊急事態発生時、非常招集を受けてから、概ね 1 時間以内に集合可能な地域に居住している者。

第 2 章 業務要領

第 2 2 条 (業務計画)

- (1) 乙は、本業務開始に先立って、年間を通じた業務実施計画書を作成し、甲に提出し、協議しなければならない。乙は業務実施計画書を遵守し、業務の履行に努めること。
- (2) 乙は、各月末までに翌月の月間業務実施計画書を作成し、甲と協議しなければならない。
- (3) 運転管理ほか、維持管理上の問題が生じた場合、その都度、甲に報告し、協議しなければならない。

第 2 3 条 (業務体制)

業務体制は、二色の浜雨水ポンプ場において 24 時間最低 1 名以上を配置する。

1 名のみの勤務時については、場内の巡視点検、異常発生時の初動等業務上やむを得ない場合又は休憩時は、中央監視室を離れることができる。

平日 9:00～17:00 までさらに 2 名以上を配置し、下記の巡回・点検監視等を行う。

- ・二色の浜雨水ポンプ場 巡視・点検整備作業等を適時実施
- ・津田雨水ポンプ場 週 2 回 2 名以上にて巡回・点検整備等
- ・高潮対策ポンプ場 週 1 回 2 名以上にて巡回・点検整備等
- ・汚水マンホールポンプ場 週 1 回 2 名以上にて巡回・点検整備等
- ・脇浜貯水槽、半田貯水槽 1 箇月に 1 回 2 名以上にて巡回・点検整備等
- ・地蔵堂貯水槽 週 1 回 2 名以上にて巡回・点検整備等
- ・防潮施設 10 日に 1 回 2 名以上にて巡回・点検整備等

なお、北境川ポンプ場内の市既設水中ポンプは上記に加えさらに、毎日朝夕 2 回点検を行うものとする。(1 名での点検も可)

また、別紙 1「緊急事態発生時の対応」を踏まえ、総配置人数は 8 名以上とする。

第 2 4 条 (各種機器の運転・監視)

乙は、本業務の範囲内において各種機器の機能・使命を十分に理解し、業務実施計画に沿って一切の運転操作及び監視を適正に行わなければならない。

特に、集中豪雨、台風、天災等による非常時の運転・監視及び機器の突発的な事

故・故障については、甲に報告するとともに、的確に対処しなければならない。

第25条（点検・整備）

- （１） 乙は、事故防止並びに各種機器の長寿命化を図るため、各機器に定められた点検・整備を実施すること。
- （２） 日常点検は、予防保全を目的とし、外観及び五感による観察も重視するとともに、異常を発見した場合は、その都度甲に報告し、その指示に従い、経過を記録・報告すること。
- （３） 定期点検は、総合的に行い、その結果を測定記録等添付の上、甲に報告すること。ただし、特殊な精密点検は除くものとする。
- （４） 計測器の調整・給油・消耗部品の交換、補充、清掃及び小塗装等、常に各種機器が正常に稼働するよう整備に努め、必要に応じ保護装置の作動確認及び分解点検等を行うこと。

第26条（修繕）

- （１） 乙は、点検・整備により発見した不良箇所または、事故・故障の発生した破損箇所のうち、備え付け工具・支給材料等を用いて、現場で修繕可能なものについては、修繕内容を甲と協議し、その承認を受け処置すること。ただし緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに、甲に報告し指示を受けるものとする。
- （２） 乙は、既存設備・安全対策用設備等のうち、軽易な設置・改良について、甲の承認または指示により、備え付け工具・支給材料等を用いて修繕すること。
- （３） （１）及び（２）のうち、甲が必要と認めた場合は、指示に従い、現場状況を写真に記録し、説明資料を附して提出すること。

第27条（その他の業務）

放流管渠及び流入管渠に設置してあるスクリーン等の清掃を定期的に行うものとする。

第28条（各施設との連携）

二色の浜雨水ポンプ場において情報端末を用い、津田雨水ポンプ場・各マンホールポンプ場（14箇所）・脇浜貯水槽の運転状況等が把握できるようにすること。また、本業務期間中に遠隔監視が可能となる機場があった場合は、その機場についても同様とする。

第29条（施設・設備の破損）

乙の責による施設・設備の破損については、乙が責任をもって直ちに修理すると

ともに、甲に対して書面をもって報告するものとする。

第30条（有資格者による作業）

電気工作物・危険物等の取り扱いは、関係法令に従って選任技術者の指示により保護具の使用等、安全対策に留意し、有資格者が作業に従事すること。また、労働災害が発生した場合の対策として、保護作業・通報連絡等の訓練を適宜行うこと。

第31条（火災の防止）

施設の火災を未然に防ぐため、各箇所に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災を防止するとともに、関係法令等に基づき訓練を定期的に行わなければならない。

第32条（工具類及び機器類等の使用）

甲が所有する工具類及び機器類に付属する標準工具の使用は無償とする。

ただし、使用にあたっては適正な管理及び使用に努めるとともに、破損した場合は、直ちに甲に対し書面をもって報告するものとする。

第33条（保安及び盗難の防止）

設備機器、工具類、甲並びに乙の物品等の盗難及び侵入者の防止について十分留意し、本施設の保安に努めなければならない。

第3章 提出書類及び帳簿

第34条（契約後提出書類）

乙は、契約後直ちに下記書類を甲に1部提出すること。

- （1） 着手届
- （2） 組織表（現場管理及び安全管理等）
- （3） 総括責任者届（経歴書・資格者証等添付）
- （4） 従事者届（経歴書・資格者証等添付）
- （5） 運転管理計画書（運転操作及び作業計画）
- （6） 緊急時連絡表
- （7） その他甲が指示する書類

第35条（業務完了時提出書類）

契約期間完了あるいは請求書提出時は、完了届または業務終了届を提出すること。

第36条（備え付け書類及び報告書、帳簿）

備え付け書類及び報告書、帳簿の内容は、特記仕様書のとおりとする。

第4章 その他

第37条（甲が負担する費用項目）

下記の項目は甲が費用負担するものとする。

- (1) 電気料金
- (2) 事業用燃料
- (3) 潤滑油脂類（本仕様書第38条以外のオイル）
- (4) 上下水道使用料（污水ポンプ場を除く。）
- (5) 電話料金
- (6) 通報装置の通信料金
- (7) 各種計器用品
- (8) 修繕費用（軽微な修繕を除く。）
- (9) 取替物品

第38条（乙が負担する費用項目）

下記の項目は乙が費用負担するものとする。

- (1) 下表設備の潤滑油・オイルフィルター（交換費用含む。）
- (2) インターネット回線使用料（二色の浜雨水ポンプ場）
- (3) マンホールポンプ場の上下水道使用料
- (4) 救命胴衣、墜落制止用器具等の安全保護具
- (5) ガス検知器（酸素・硫化水素・一酸化炭素・可燃性ガスの濃度が測定できるもの）
- (6) 巡回用車両及びクレーン付トラック
- (7) タブレット型端末（推奨端末仕様・台数は別紙2を参照）
- (8) 各施設の記録用チャート紙
- (9) その他消耗品、事務用品、ウエス、フレキシブルコンテナバッグ等

施設名	ディーゼル機関	自家発電機	水中ポンプ
津田雨水ポンプ場	1台	1台	—
二色の浜雨水ポンプ場	2台	1台	—
北境川ポンプ場	2台	1台	—
見落川ポンプ場	—	1台	—
各污水ポンプ場	—	8台	29台
各貯水槽	—	—	8台

第39条（保険加入義務）

- (1) 乙は、その責により施設に損害を与えた場合の保証として、損害補償能力

10 億円以上の保険に加入しなければならない。

- (2) 乙は、前項の賠償責任保険の証書またはこれに代わるものを甲に提示しなければならない。

第40条（甲への協力）

乙は、甲が自ら又は甲が指定する第三者が行う修繕、工事、委託、調査及び試験等に対しこれに協力しなければならない。

第41条（住民への対応）

本施設の周辺住民からの苦情や問い合わせがあった場合は、甲が対応するものとするが、甲の不在時においては、乙が真摯に対応するとともに、直ちに甲に連絡を行うものとする。なお、この場合において運転方法の改善や停止等に関する甲の指示がある場合は、乙はこれに従わなければならない。

第42条（効率化方策の提案）

乙は、本業務の効率的管理・運営方策に関し、積極的に甲に提案しなければならない。

第43条（施設の改善要求）

- (1) 乙は、施設、設備、機器等の改善要求を行うときは、次の事項を明らかにした改善要求書を提出するものとする。
- ① 改善が必要な理由
 - ② 必要な改善措置案
- (2) 改善要求書の提出があった場合、甲は乙と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

第44条（業務準備）

乙は、業務準備期間において、甲が指定する者から本業務を行うための引継ぎを受けなければならない。

第45条（業務の引継ぎ）

- (1) 乙は、本業務に関する留意事項等を記載した引継書を作成し、甲の承諾を得た上で、業務期間中、常に備えておくものとする。
- (2) この契約が期間満了により終了する場合又は業務期間において解除される場合は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、乙は甲の指定する期間において、甲が指定する者が本業務を行うために必要な引継ぎを行わなければならない。この場合、乙は甲が指定する者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書により業務を引継ぐとともに技術指導を行うも

のとする。

- (3) 業務引継に要する費用は、指導を受ける者の負担とする。

第46条（雑則）

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については甲の指示に従うものとする。
また、指示されない事項であっても、運転上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 運転等に係る資料の提出を甲が請求した場合は、速やかに応じなければならない。ただし、乙の機密に関する事項と判断された場合はこの限りではない。

第47条（疑義）

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。

【別紙 1】 緊急事態発生時（天災・停電・火災・事故等）の対応

- (1) 大雨特別警報、大雨警報、洪水警報発表時は、全従事者に非常招集をかけ、各部署へ配置する。概ね、二色の浜雨水ポンプ場 2 名、津田雨水ポンプ場 2 名、北境川ポンプ場 2 名、巡回要員 2 名、計 8 名以上を配置すること。（別表参照）
- (2) 大雨注意報、洪水注意報発表時は日勤・夜勤に関わらず、原則として二色の浜雨水ポンプ場に複数人員の勤務とし、適時各施設に巡回・配置する。（別表参照）
- (3) 高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報発表時及び台風接近時は、全従事者に非常招集をかけ、各部署へ配置する。概ね、二色の浜雨水ポンプ場 2 名、津田雨水ポンプ場 2 名、北境川ポンプ場 2 名、見落川ポンプ場 2 名、計 8 名以上を配置すること。（別表参照）
- (4) 大津波警報・津波警報発表時は、二色の浜雨水ポンプ場勤務者が直ちに樋門 26・樋門 27・樋門 28 の閉鎖を行い、その後避難所へ避難すること。
また、津波警報解除後は直ちに、二色の浜雨水ポンプ場に全従事者を招集し、本施設・設備等に破損箇所等の異常がないか確認を行うこと。
- (5) 地震・その他重大事故等の緊急事態が発生した場合、安全確認がとれ次第、本施設・設備等に破損箇所等の異常がないか確認を行うこと。
- (6) 緊急事態発生時には、全従事者への非常招集のほか、近隣管理事務所等から応援を要請し対応にあたること。
また、全従事者は、甲の指示に従い、協力するとともに、乙の所有する器材・車両等についても協議し、貸出できるものとする。

大雨特別警報・大雨警報・洪水警報発表時の業務内容

<二色の浜雨水ポンプ場>

- ① 非常招集、出勤要請
- ② 流入渠水位、近木川の水位監視
- ③ 雨水ポンプの運転操作
- ④ 二色の浜スクリーン（3 箇所）の監視
- ⑤ 気象情報の記録
- ⑥ 全ポンプ場の対応状況把握と記録
- ⑦ 状況に応じ各所に応援体制を取る
- ⑧ 既設水路に付随するゲートの操作

<津田雨水ポンプ場>

- ① 二色の浜雨水ポンプ場との相互連絡
- ② ポンプ運転状況の監視
- ③ 流入水位及びポンプ井水位の監視、記録、報告

<その他の施設>

甲の指示による。

※但し、上記内容に関わらず、全ての従事者は自らの命を守る行動を最優先すること。

【別表】緊急事態発生時配置表

配置機場	高潮特別警報・ 高潮警報・高潮注意報時 配置人数	大雨特別警報・ 大雨警報・洪水警報時 配置人数	大雨注意報・ 洪水注意報時 配置人数
二色の浜 雨水ポンプ場	2名以上	2名以上	2名以上
津田雨水ポンプ場	2名以上	2名以上	—
北境川ポンプ場	2名以上	2名以上	—
見落川ポンプ場	2名以上	—	—
巡回要員	—	2名以上	—
合計	8名以上	8名以上	2名以上

※大雨特別警報・大雨警報・洪水警報と高潮特別警報・高潮警報・高潮注意報が同時に発表された場合は、高潮特別警報・高潮警報・高潮注意報時の体制を優先する。

【別紙 2】 タブレット型端末ハードウェア推奨仕様・台数

項目		仕様	数量
携帯型 タブレ ット	OS	Android 12 以降	3 台
	メモリ	4GB 以上	
	ストレージ	64GB 以上	
	画面サイズ	10 インチ程度	
	ネットワーク 接続タイ プ	Wi-Fi モデル	
		SIM フリーモデル可 (SIM 別契約)	
	無線 LAN	IEEE802.11 a/b/g/n/ac 準拠	
		Wi-Fi サポート機能 IEEE802.11r/k/v 準拠	
	カメラ	フロント:約 500 万画素以上	
		リア:約 800 万画素以上	
	付属品	・保護フィルム	
		・ネックストラップ	
		・タッチペン	
		・急速充電器	
		・充電スタンド	
		・防水・耐衝撃ケース (本体が防水仕様である場合は、耐衝撃ケース)	
	インスト ールアプ リ	Web 閲覧(設備台帳システム(Blitz GROW))、点検アプリ、PDF や写真等画像の表示やカメラ等を操作できるアプリケーション	

貝塚市下水道施設等管理業務委託

特記仕様書

- 別添資料
1. 施設一覧表
 2. 位置図 1
 3. 位置図 2
 4. ポンプ設備及び発電設備リスト

令和 7 年 7 月

貝塚市 上下水道部 下水道推進課

① 雨水ポンプ場（2機場）

第1条（業務の対象施設）

- (1) 名 称 津田雨水ポンプ場
所在地 貝塚市津田北町18番1号
- (2) 名 称 二色の浜雨水ポンプ場
所在地 貝塚市澤1010番2号

第2条（業務の目的及び範囲）

自然排水できない地域の雨水等を、ポンプにて排除することを目的とする。

業務の範囲は、流入渠並びに放流渠を含むポンプ場施設全体の管理業務とする。

第3条（業務対象の主要施設）

主要設備は次の通りとする。

	津田雨水ポンプ場	二色の浜雨水ポンプ場
流入渠	○	○
制水扉（ゲート設備）	○	○
除塵機械	○	○
除砂機械	○	○
洗浄機械	—	—
搬出機械	○	○
主ポンプ設備	○	○
換気設備	○	○
脱臭設備	—	○（活性炭方式）
受変電設備	○	○
直流電源設備	○	○
無停電電源設備	○	○
自家発電設備	○	○
天井クレーン	○	○
動力設備	○	○
計装設備	○	○
建築付帯設備	○	○
放流渠（放流ゲート含）	○	○

第4条（管理業務内容）

（1）運転・監視業務

（イ）運転業務

- a) 雨天時のポンプ運転（各種ゲート操作を含む）
- b) 雨天時の除塵設備の運転
- c) 設備機器の保守運転
- d) その他、作業時に必要な設備機器の運転

（ロ）監視業務

- a) 設備機器の運転状態の監視
- b) 流入渠、放流渠の監視
- c) 情報端末を用いた外部施設の遠隔監視

（2）点検・整備業務

（イ）点検業務

- a) ポンプ設備点検表に基づく定期点検
- b) 電気設備（発電設備含む。）点検表に基づく定期点検
- c) 危険物定期点検表に基づく点検
- d) クレーン定期点検記録表に基づく点検
- e) ポンプ場内に保管している移動式ポンプ、発電機等備品の点検
- f) その他、本業務の遂行に必要な点検

（ロ）整備業務

- a) 運転中及び点検中に発見した故障は、可能な限りその状況を細部についても把握する。
- b) 軽微な故障は調整し、部品の取替・補給・修繕を行うこと。

（3）付随管理業務

（イ）ポンプ場の警備、安全管理

（ロ）電気・水道の検針、消防署・労働基準監督署等の立入検査時の立会

（ハ）修繕・浚渫・その他諸工事の立会並びに監督の補助

（ニ）取水口の土砂撤去

（ホ）植栽の剪定・施肥・散水・消毒・除草・清掃

（ヘ）ポンプ場に流入している管渠や関連する水路等にある樋門、スクリーンの操作、清掃

（ト）その他、ポンプ場に関する業務

（4）その他業務報告

乙は、(1)・(2)・(3)の業務実績を明らかにするために各報告書及び甲が請求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出すること。

第5条（備え付け書類及び帳簿）

乙は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類及び帳簿等を現場に備え付け、常に整理すること。

- （1） 契約に関する事項
 - （イ） 業務委託契約書（写し）
 - （ロ） 仕様書（写し）
- （2） 委託業務中の帳簿
 - （イ） 従業員の勤務に関するもの
 - a) 勤務予定表
 - b) 勤務実績簿
 - c) 緊急時連絡表
 - （ロ） 運転・点検業務に関するもの
 - a) 業務日報
 - b) 業務引継書
 - c) 運転・監視管理簿
 - d) 施設台帳
 - e) 保安規定
 - f) 週間点検報告書
 - g) 月間点検報告書
 - h) 年間点検報告書
 - i) 定期点検報告書
 - j) 故障報告書
 - k) 修理報告書
 - l) 電気関係記録簿
 - m) 危険物関係記録簿
 - n) 消防設備点検記録簿
 - o) 物品購入願書
 - p) 備品台帳
 - q) し渣・沈砂搬出記録簿
 - r) その他必要な書類及び帳簿

第6条（報告書及び帳簿の内容）

報告書、帳簿類は原則として電子媒体により提出すること。

- （1） 勤務予定表・勤務実績簿・緊急時連絡表
従事者に関する勤務体制の予定・実績及び緊急時の連絡表を作成すること。
- （2） 業務日報・業務引継書
年月日・天候・記入者・雨量・勤務者名・勤務内容・申し送り事項等を記入すること。
- （3） 運転・監視管理簿
運転・監視業務に関する項目を整理記入
- （4） 週間点検報告書（W）・月間点検報告書（M）・年間点検報告書（Y）・定期点検報告書（3箇月・6箇月）
各点検内容に従って、上記報告書を作成すること。
- （5） 故障報告書・修理報告書
（4）の点検から報告を受けた故障箇所・概要を報告すること。また、修理した場合は内容結果を報告すること。
- （6） 電気関係記録簿
制御関係動作記録・低圧絶縁抵抗測定記録・警報装置試験動作記録・表示装置試験動作記録・自家用発電機設備試験動作記録・電力需要記録等を記入すること。
- （7） 危険物関係記録簿
燃料及び潤滑油の使用量等を記入すること。
- （8） 物品購入願書
甲が負担する項目の物品購入に関して記入すること。
- （9） 消防設備点検記録簿
消防署の立ち入り検査内容結果・防火設備の点検記録を記入すること。
- （10） し渣・沈砂搬出記録簿
搬出日・搬出量等を記入すること。

②汚水ポンプ場（1 4 機場）

第7条（業務の対象施設）

津田南污水ポンプ場（津田南町）
津田北污水ポンプ場（津田北町）
堀新污水ポンプ場（堀三丁目）
清名台污水ポンプ場（清児）
清名台第2污水ポンプ場（名越）
小瀬污水ポンプ場（小瀬一丁目）
脇浜污水ポンプ場（脇浜四丁目）
加神污水ポンプ場（加神二丁目）
二色の浜荘園污水ポンプ場（沢）
堀新第2污水ポンプ場（堀三丁目）
久保污水ポンプ場（久保一丁目）
石才污水ポンプ場（石才）
半田污水ポンプ場（半田四丁目）
地藏南污水ポンプ場（地藏堂）

第8条（業務の目的及び範囲）

自然流下にて流すことのできない地域の汚水を、ポンプにて排除することを目的とする。

業務の範囲は、圧送管、圧送先人孔を含むポンプ場施設全体の管理業務とする。

第9条（管理業務内容）

（1）運転・監視業務

（イ）運転業務

- a) 污水排除のためのポンプ運転
- b) 設備機器の保守運転
- c) その他、作業時に必要な設備機器の運転

（ロ）監視業務

- a) 設備機器の運転状態の監視
- b) 二色の浜雨水ポンプ場及び情報端末での遠隔監視

（2）点検・整備業務

（イ）点検業務

- a) 業務体制は、委託期間中本仕様書第7条の14施設においては1週間に1回巡回点検を行うこと。
- b) 点検（故障）時には、必要に応じた体制、又、故障通報があった場合においては2名以上で現場確認を行い、速やかに初期対応を行うこと。

- c) ポンプ設備点検表に基づく定期点検
- d) 電気設備（発電設備含む。）点検表に基づく定期点検
- e) 危険物定期点検記録表に基づく点検
- f) 汚水ポンプ場の圧送先の人孔及び管渠の点検（年1回）
- g) その他、本業務の遂行に必要な点検
- (ロ) 整備業務
 - a) 運転中及び点検中に発見した故障は、可能な限りその状況を細部についても把握する。
 - b) 軽微な故障は調整し、部品の取替・補給・修繕を行うこと。
- (3) 付随管理業務
 - (イ) 汚水ポンプ場の警備・安全管理
 - (ロ) 電気・水道の検針、消防署・労働基準監督署等の立入検査時の立会
 - (ハ) 修繕・浚渫清掃・その他諸工事の立会並びに監督の補助
 - (ニ) ポンプ場への流入口（スクリーン）の汚物の撤去
 - (ホ) 植栽の剪定・施肥・散水・消毒・除草・清掃
 - (ヘ) その他、汚水ポンプ場に関する業務
- (4) その他業務報告

乙は、(1)・(2)・(3)の業務実績を明らかにするために各報告書及び甲が請求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出すること。

第10条（備え付け書類及び帳簿）

乙は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類及び帳簿等を現場に備え付け、常に整理すること。

- (1) 契約に関する事項
 - (イ) 業務委託契約書（写し）
 - (ロ) 仕様書（写し）
- (2) 委託業務中の帳簿
 - (イ) 従業員の勤務に関するもの
 - a) 勤務予定表
 - b) 勤務実績簿
 - c) 緊急時連絡表
 - (ロ) 運転・点検業務に関するもの
 - a) 業務日報
 - b) 業務引継簿
 - c) 運転・監視管理簿
 - d) 施設台帳

- e) 保安規定
- f) 点検報告書
- g) 定期点検報告書
- h) 故障報告書
- i) 修理報告書
- j) 電気関係記録簿
- k) 危険物関係記録簿
- l) 消防設備点検記録簿
- m) 物品購入願書
- n) 備品台帳
- o) 浚渫清掃記録簿
- p) その他必要な書類及び帳簿

第11条（報告書及び帳簿の内容）

報告書、帳簿類は原則として電子媒体により提出すること。

- (1) 勤務予定表・勤務実績簿・緊急時連絡表
従業員に関する勤務体制の予定・実績及び緊急時の連絡表を作成すること。
- (2) 業務日報・業務引継書
年月日・天候・記入者・雨量・勤務者名・勤務内容・申し送り事項等を記入すること。
- (3) 運転・監視管理簿
運転・監視業務に関する項目を整理記入
- (4) 点検報告書
各点検内容に従って、報告書を作成すること。
- (5) 故障報告書・修理報告書
(4)の点検から報告を受けた故障施設の箇所・概要を報告すること。また、修理した場合は内容結果を報告すること。
- (6) 電気関係記録簿
制御関係動作記録・低圧絶縁抵抗測定記録・通報装置試験動作記録・表示装置試験動作記録・自家用発電機設備試験動作記録等を記入すること。
- (7) 危険物関係記録簿
燃料及び潤滑油の給油量、及び使用量等を記入すること。
- (8) 物品購入願書
甲が負担する項目の物品購入に関して記入すること。
- (9) 消防設備点検記録簿
防火設備の点検記録を記入すること。

(10) 浚渫清掃搬出記録簿

搬出日・搬出量等を記入すること。

③高潮対策ポンプ場（8 機場）

第 12 条（業務の対象施設）

見落川雨水ポンプ場（脇浜三丁目）
三味川雨水ポンプ場（脇浜三丁目）
大北ポンプ場（港）
北境川ポンプ場（堀三丁目）
脇浜ポンプ場（脇浜三丁目）
阪南 3 区ポンプ場（港）
難波川ポンプ場（西町）
吉原川ポンプ場（南町）

第 13 条（業務の目的及び範囲）

対象施設は、水門等防潮施設に付随しており、高潮時等の防潮施設閉鎖に伴う、内水の排除を目的とする。
業務の範囲は、流入渠並びに放流渠を含むポンプ場施設全体の管理業務とする。

第 14 条（管理業務内容）

（1）運転・監視業務

（イ）運転業務

- a) 防潮施設閉鎖時のポンプ運転（各種ゲート操作を含む）
- b) 防潮施設閉鎖時の除塵設備の運転
- c) 設備機器の保守運転
- d) その他、作業時に必要な設備機器の運転

（ロ）監視業務

- a) 設備機器の運転状態の監視

（2）点検・整備業務

（イ）点検業務

- a) 業務体制は、委託期間中、本仕様書第 12 条の 8 施設においては、1 週間に 1 回巡回点検を行うこと。
北境川ポンプ場内の市既設水中ポンプについては、毎日朝夕 2 回の点検（日常点検）を行うこと。
- b) 点検（故障）時には、必要に応じた体制、又、故障通報があった場合においては、2 名以上で現場確認を行い、速やかに初期対応を行うこと。
- c) ポンプ設備点検表に基づく定期点検
- d) 電気設備（発電設備を含む。）点検表に基づく定期点検
- e) ポンプ場に付随する防潮水門の点検
- f) 危険物定期点検表に基づく点検

- g) クレーン定期点検記録表に基づく点検
- h) その他、本業務の遂行に必要な点検
- (ロ) 整備業務
 - a) 運転中及び点検中に発見した故障は、可能な限りその状況を細部についても把握する。
 - b) 軽微な故障は調整し、部品の取換え・補給・修繕を行うこと。
- (3) 付随管理業務
 - (イ) ポンプ場の警備、安全管理
 - (ロ) 電気・水道の検針、消防署・労働基準監督署等の立入検査時の立会
 - (ハ) 修繕・浚渫・その他諸工事の立会並びに監督の補助
 - (ニ) 取水口の土砂撤去
 - (ホ) 植栽の剪定・施肥・散水・消毒・除草・清掃
 - (ヘ) ポンプ場に流入している管渠や関連する水路等にある水門等の操作
 - (ト) その他、ポンプ場に関する業務
- (4) その他業務報告
 - 乙は、(1)・(2)・(3)の業務実績を明らかにするために各報告及び甲が請求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出すること。

第15条（備え付け書類及び帳簿）

乙は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類及び帳簿等を現場に備え付け、常に整理すること。

- (1) 契約に関する事項
 - (イ) 業務委託契約書（写し）
 - (ロ) 仕様書（写し）
- (2) 委託業務中の帳簿
 - (イ) 従業員の勤務に関するもの
 - a) 勤務予定表
 - b) 勤務実績簿
 - c) 緊急時連絡表
 - (ロ) 運転・点検業務に関するもの
 - a) 業務日報
 - b) 業務引継書
 - c) 運転・監視管理簿
 - d) 施設台帳
 - e) 保安規定
 - f) 週間点検報告書

- g) 月間点検報告書
- h) 年間点検報告書
- i) 定期点検報告書
- j) 故障報告書
- k) 修理報告書
- l) 電気関係記録簿
- m) 危険物関係記録簿
- n) 消防設備点検記録簿
- o) 物品購入願書
- p) 備品台帳
- q) し渣・沈砂搬出記録簿
- r) その他必要な書類及び帳簿

第16条（報告書及び帳簿の内容）

報告書、帳簿類は原則として電子媒体により提出すること。

(1) 勤務予定表・勤務実績簿・緊急時連絡表

従事者に関する勤務体制の予定・実績及び緊急時の連絡表を作成すること。

(2) 業務日報・業務引継書

年月日・天候・記入者・雨量・勤務者名・勤務内容・申し送り事項等を記入すること。

但し、北境川ポンプ場は大阪府港湾局の様式についても別途記入すること。

(3) 運転・監視管理簿

運転・監視業務に関する項目を整理記入

(4) 週間点検報告書（W）・月間点検報告書（M）・年間点検報告書（Y）・定期点検報告書（3箇月・6箇月）

各点検内容に従って、上記報告書を作成すること。

(5) 故障報告書・修理報告書

(4) の点検から報告を受けた故障箇所・概要を報告すること。また、修理した場合は内容結果を報告すること。

(6) 電気関係記録簿

制御関係動作記録・低圧絶縁抵抗測定記録・警報装置試験動作記録・表示装置試験動作記録・自家用発電機設備試験動作記録・電力需要記録等を記入すること。

(7) 危険物関係記録簿

燃料及び潤滑油の使用量等を記入すること。

(8) 物品購入願書

甲が負担する項目の物品購入に関して記入すること。

(9) 消防設備点検記録簿

消防署の立ち入り検査内容結果・防火設備の点検記録を記入すること。

(10) し渣・沈砂搬出記録簿

搬出日・搬出量等を記入すること。

④ 雨水貯水槽施設（3 施設）

第17条（業務の対象施設）

- 脇浜貯水槽排水施設（脇浜三丁目）（水中ポンプ 3.7kw. 2台）
- 半田貯水槽排水施設（半田）（水中ポンプ 7.5kw. 2台、1.5kw. 1台）
- 地藏堂貯水槽排水施設（地藏堂）（水中ポンプ 11.0kw. 3台）

第18条（業務の目的及び範囲）

大雨時に下流地域の浸水を防ぐため、貯水槽に流入させ、貯めた雨水をポンプにて調整、排水することを目的とする。

業務の範囲は、吐出管、水中ポンプ等を含む貯水槽施設全体の管理業務とする。

第19条（管理業務内容）

（1）運転・監視業務

（イ）運転業務

- a) 大雨予想時のポンプ運転
- b) 貯水槽流入時のポンプ運転（半田貯水槽、地藏堂貯水槽）
- c) 大雨後のポンプ運転（脇浜貯水槽）
- d) 設備機器の保守運転
- e) その他、作業時に必要な設備機器の運転

（ロ）監視業務

- a) 設備機器の運転状態の監視
- b) 二色の浜雨水ポンプ場及び情報端末での遠隔監視

（2）点検・整備業務

（イ）点検業務

- a) 業務体制は、委託期間中「脇浜貯水槽」「半田貯水槽」は1箇月に1回、「地藏堂貯水槽」は1週間に1回の巡回点検を行うこと。
各貯水槽においては、大雨が予測される時は貯水槽の水位を極力下げしておくこと。
- b) 点検（故障）時には、必要に応じた体制、又、故障通報があった場合においては2名以上で現場確認を行い、速やかに初期対応を行うこと。
- c) 貯水槽点検表に基づく定期点検
- d) 電気設備点検表に基づく定期点検
- e) その他、本業務の遂行に必要な点検

（ロ）整備業務

- a) 運転中及び点検中に発見した故障は、可能な限りその状況を細部についても把握する。
- b) 軽微な故障は調整し、部品の取替・補給・修繕を行うこと。

(3) 付随管理業務

- (イ) 貯水槽の警備・安全管理
- (ロ) 電気の検針時等の立会
- (ハ) 修繕・浚渫清掃・その他諸工事の立会並びに監督の補助
- (ニ) 取水口の土砂の撤去
- (ホ) その他、貯水槽に関する必要な業務

(4) その他業務報告

乙は、(1)・(2)・(3)の業務実績を明らかにするために各報告書及び甲が請求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出すること。

第20条（備え付け書類及び帳簿）

乙は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類及び帳簿等を現場に備え付け、常に整理すること。

(1) 契約に関する事項

- (イ) 業務委託契約書（写し）
- (ロ) 仕様書（写し）

(2) 委託業務中の帳簿

- (イ) 従業員の勤務に関するもの
 - a) 勤務予定表
 - b) 勤務実績簿
 - c) 緊急時連絡表
- (ロ) 運転・点検業務に関するもの
 - a) 業務日報
 - b) 業務引継簿
 - c) 運転・監視管理簿
 - d) 施設台帳
 - e) 保安規定
 - f) 点検報告書
 - g) 定期点検報告書
 - h) 故障報告書
 - i) 修理報告書
 - j) 電気関係記録簿
 - k) 物品購入願書
 - l) 備品台帳
 - m) 浚渫清掃記録簿

n) その他必要な書類及び帳簿

第21条（報告書及び帳簿の内容）

報告書、帳簿類は原則として電子媒体により提出すること。

- (1) 勤務予定表・勤務実績簿・緊急時連絡表
従業員に関する勤務体制の予定・実績及び緊急時の連絡表を作成すること。
- (2) 業務日報・業務引継書
年月日・天候・記入者・雨量・勤務者名・勤務内容・申し送り事項等を記入すること。
- (3) 運転・監視管理簿
運転・監視業務に関する項目を整理記入
- (4) 点検報告書
各点検内容に従って、報告書を作成すること。
- (5) 故障報告書・修理報告書
(4) の点検から報告を受けた故障施設の箇所・概要を報告すること。また、修理した場合は内容結果を報告すること。
- (6) 電気関係記録簿
制御関係動作記録・低圧絶縁抵抗測定記録・通報装置試験動作記録・表示装置試験動作記録等を記入すること。
- (7) 物品購入願書
甲が負担する項目の物品購入に関して記入すること。
- (8) 浚渫清掃搬出記録簿
搬出日・搬出量等を記入すること。

⑤ 防潮施設（1.5施設）

第 2 2 条（業務の対象施設）

水門 3（北境川）	樋門 2 6（近木川）
樋門 3－2（阪南 3 区）	樋門 2 7（近木川）
樋門 5－2（西町）	樋門 2 8（近木川）
樋門 5－3（西町）	二色ゲート 1（二色四丁目）
樋門 6（難波川）	二色ゲート 2（二色四丁目）
水門 1 0（見落川）	二色ゲート 3（二色一丁目）
門扉 2 4（二色マリーナ）	二色ゲート 4（二色三丁目）
門扉 2 5（二色マリーナ）	

第 2 3 条（業務の目的及び範囲）

高潮または津波による、沿岸地域の浸水を防ぐことを目的とする。

業務の範囲は、防潮水門・樋門・門扉 15 施設全体の点検業務とする。

第 2 4 条（管理業務内容）

（1）点検業務

（イ）業務体制は、委託期間中防潮水門・樋門・門扉 15 箇所の日常点検を月 3 回（5 日 15 日 25 日）、巡回点検を行うこと。

（ロ）月 3 回の内 1 回は、防潮水門・樋門・門扉の開閉操作を行うこと。
操作は、2 名以上で確認を行い点検結果報告書の点検を行うこと。

（2）その他業務報告

乙は、（1）の業務実績を明らかにするため、甲に点検結果報告書（港湾局）と防潮水門・樋門・門扉点検表を正確に遅滞なく提出すること。

第 2 5 条（備え付け書類及び帳簿）

乙は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類及び帳簿等を現場に備え付け、常に整理すること。

（1）契約に関する事項

（イ）業務委託契約書（写し）

（ロ）仕様書（写し）

（2）委託業務中の帳簿

（イ）従業員の勤務に関するもの

a）勤務予定表

b）勤務実績簿

c）緊急時連絡表

(ロ) 防潮水門・樋門・門扉の点検業務に関するもの

- a) 業務日報
- b) 業務引継簿
- c) 監視管理簿
- d) 点検報告書
- e) 故障報告書
- f) その他必要な書類及び帳簿

第26条（報告書及び帳簿の内容）

- (1) 勤務予定表・勤務実績簿・緊急時連絡表
従業員に関する勤務体制の予定・実績及び緊急時の連絡表を作成すること。
- (2) 業務日報・業務引継書
年月日・天候・記入者・勤務者名・勤務内容・申し送り事項等を記入すること。
- (3) 監視管理簿
監視業務に関する項目を整理記入すること。
- (4) 点検報告書
水門等点検結果報告書の各点検内容に従って、報告書を作成すること。
- (5) 故障報告書・修理報告書
(4) の点検から報告を受けた故障施設の箇所・概要を報告すること。

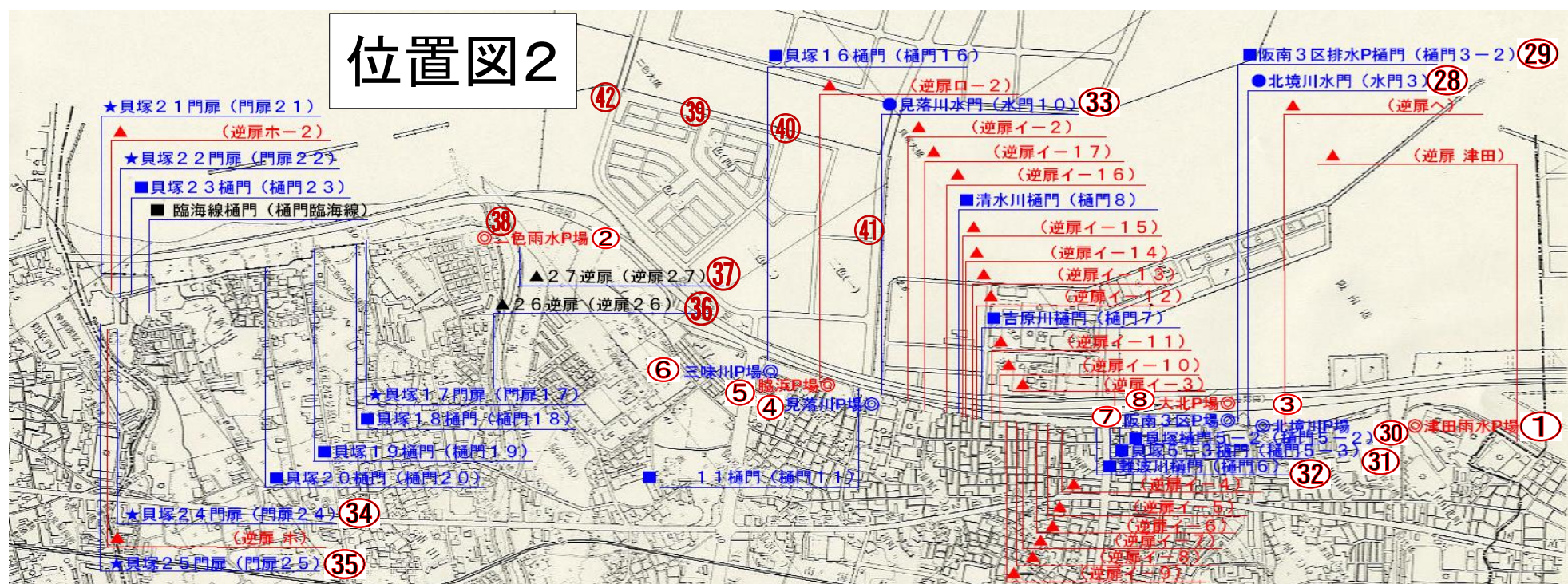
施設一覧表

番号	施設名	位置図
①	津田雨水ポンプ場	1・2
②	二色の浜雨水ポンプ場	1・2
③	北境川ポンプ場	1・2
④	見落川雨水ポンプ場	1・2
⑤	脇浜ポンプ場	1・2
⑥	三昧川雨水ポンプ場	1・2
⑦	阪南3区ポンプ場	1・2
⑧	大北ポンプ場	1・2
⑨	難波川ポンプ場	1
⑩	吉原川ポンプ場	1
⑪	津田南汚水ポンプ場	1
⑫	堀新汚水ポンプ場	1
⑬	津田北汚水ポンプ場	1
⑭	清名台汚水ポンプ場	1
⑮	清名台第2汚水ポンプ場	1
⑯	小瀬汚水ポンプ場	1
⑰	脇浜汚水ポンプ場	1
⑱	加神汚水ポンプ場	1
⑲	二色の浜荘園汚水ポンプ場	1
⑳	堀新第2汚水ポンプ場	1
㉑	久保汚水ポンプ場	1
㉒	石才汚水ポンプ場	1
㉓	半田汚水ポンプ場	1
㉔	地蔵南汚水ポンプ場	1
㉕	脇浜貯水槽施設	1
㉖	半田貯水槽施設	1
㉗	地蔵堂貯水槽施設	1
㉘	水門3（北境川）	2
㉙	樋門3－2（阪南3区）	2
㉚	樋門5－2（西町）	2
㉛	樋門5－3（西町）	2
㉜	樋門6（難波川）	2
㉝	水門10（見落川）	2
㉞	門扉24（二色マリーナ）	2
㉟	門扉25（二色マリーナ）	2
㊱	樋門26（近木川）	1・2
㊲	樋門27（近木川）	1・2
㊳	樋門28（近木川）	1・2
㊴	二色ゲート1（二色4丁目）	1・2
㊵	二色ゲート2（二色4丁目）	1・2
㊶	二色ゲート3（二色1丁目）	1・2
㊷	二色ゲート4（二色3丁目）	1・2

位置図1



位置図2



②⑧ 水門3(北境川)



②⑨ 樋門3-2(阪南3区)



③⑩ 樋門5-2(西町)



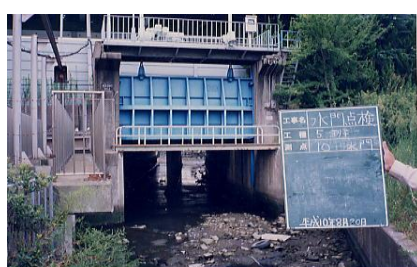
③⑪ 樋門5-3(西町)



③⑫ 樋門6(難波川)



③⑬ 水門10(見落川)



③⑭ 門扉24(二色マリーナ)



③⑮ 門扉25(二色マリーナ)



③⑯ 樋門26(近木川)



③⑰ 樋門27(近木川)



③⑱ 樋門28(近木川)



③⑲ 二色ゲート1(二色4丁目)



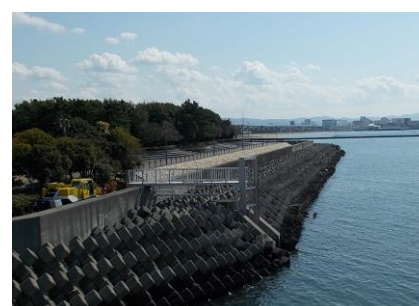
④⑩ 二色ゲート2(二色4丁目)



④⑪ 二色ゲート3(二色1丁目)



④⑫ 二色ゲート4(二色3丁目)



ポンプ設備及び発電設備リスト

令和7年4月現在

主要ポンプ場：ポンプ及び発電機

ポンプ場名		二色の浜							津田			北境川			
ポンプ名		雨水ポンプ			ポンプ井 排水ポン プ(水中)	既設水中ポンプ			雨水ポンプ		ポンプ井 排水ポン プ(自吸 式)	雨水ポンプ		既設水中ポンプ	
ポンプNo.		No.1	No.3	No.4		No.1	No.2	No.3	No.1	No.2		No.1	No.2	No.1	No.2
本体	吐出力 (m ³ /min)	72	185	185	6.0	26	26	26	36	100.38	1.2	174.5	174.5	21.5	21.5
	吐出口径 (mm)	800	1200	1200	250	400	400	400	600	1000	100	1200	1200	400	400
	メーカー	西島	石垣	石垣	鶴見	新明和	新明和	新明和	荏原	荏原	横田	クボタ	クボタ	新明和	新明和
駆動部	動力	電動	ディーゼル エンジン	ディーゼル エンジン	水中M	水中M	水中M	水中M	電動	ディーゼル エンジン	電動	ディーゼル エンジン	ディーゼル エンジン	水中M	水中M
	メーカー	三菱	ヤンマー	ヤンマー					三菱	ダイハツ	東芝	ヤンマー	ヤンマー		
	出力	95kw	350ps	350ps	15kw	37kw	37kw	37kw	100kw	360ps	7.5kw	200ps	200ps	37kw	37kw
自家発	メーカー	エンジン：ヤンマー、発電機：富士電機							エンジン：ダイハツ、発電機：三菱			ヤンマー			
	出力	300kVA							375kVA			105kVA			
供用開始年		平成20年		平成4年		昭和55年			平成2年			昭和56年			
設置/更新年		平成20年		平成4年		昭和55年			平成2年		令和4年	昭和56年			

巡回ポンプ場：水中ポンプ及び発電機

ポンプ場名		阪南3区				大北		脇浜			見落川			三味川		脇浜貯水槽	
ポンプNo.		No.1	No.2	No.3	No.4	No.1	No.2	No.1	No.2	No.3	No.1	No.2	No.1	No.2			
吐出力(m³/min)		4.5	4.5	8.8	20	13.1	13.1	40	40	40	30	30	1.2	1.2			
吐出口径(mm)		150	150	250	400	300	300	600	600	600	500	500	80	80			
出力(kw)		13	13	15	30	21	21	60	60	60	55	55	3.7	3.7			
メーカー		新明和	新明和	新明和	新明和	新明和	新明和	新明和	新明和	新明和	電業社	電業社	荏原	荏原			
自家発	メーカー	西日本発電機				三菱											
	出力	60kVA				300kVA											
供用開始年		昭和51年			平成4年	昭和52年			昭和57年		昭和57年		平成12年				
設置/更新年		令和4年			平成4年	令和5年	令和6年	昭和57年		昭和57年		令和2年		令和5年			

ポンプ場名	平田貯水槽			地蔵堂貯水槽			難波川	吉原川	その他可搬式ポンプ・発電機 (二色の浜雨水ポンプ場保管) ・水中ポンプ 0.15m³/min(100V) 3台 ・水中ポンプ 0.40m³/min(200V) 1台 ・エンジンポンプ 1.0m³/min 3台 ・発電機(2.0kVA×100V) 2台 ・発電機(2.8kVA×100V) 2台 ・マンホールポンプ用 発電機(6.0kVA×200V) 2台(ヤンマー) 発電機(25kVA×200V) 1台(デンヨー) 発電機(45kVA×200V) 1台(デンヨー)
ポンプNo.	No.1	No.2	No.3	No.1	No.2	No.3			
吐出力(m³/min)	0.8	0.8	0.2	4.5	4.5	4.5	5.0	9.0	
吐出口径(mm)	100	100	50	200	200	200	250	300	
出力(kw)	7.5	7.5	1.5	11	11	11	7.5	18.5	
メーカー	新明和	新明和	新明和	鶴見	鶴見	鶴見	新明和	鶴見	
自家発									
供用開始年	平成16年			平成24年			平成20年	平成20年	
設置/更新年	平成16年			平成24年			平成20年	平成20年	

マンホールポンプ場：水中ポンプ及び発電機

ポンプ場名		堀新		津田北			清名台		津田南		清名台第2		小瀬		脇浜	
ポンプNo.		No.1	No.2	No.1	No.2	No.3	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2
吐出力(m³/min)		0.16	0.16	0.615	1.279	1.28	0.82	0.82	0.28	0.28	0.4	0.4	0.3	0.3	0.16	0.16
吐出口径(mm)		50	50	80	100	100	80	80	50	50	65	65	50	50	50	50
出力(kw)		0.75	0.75	3.7	7.5	7.5	11	11	0.75	0.75	5.5	5.5	0.75	0.75	0.75	0.75
メーカー		荏原	荏原	荏原	荏原	鶴見	荏原	荏原	荏原	荏原	荏原	荏原	川本	川本	鶴見	鶴見
自家発	メーカー				北越工業			日本車輛製造			デンヨー					
	出力				60kVA			40kVA			20kVA					
供用開始年		平成7年			平成11年			平成22年			平成7年			平成18年		
設置年		平成7年			平成11年			平成14年			平成16年			平成18年		

ポンプ場名		加神		二色の浜荘園		堀新第2		久保		石才		平田		地藏南	
ポンプNo.		No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2
吐出力 (m³/min)		0.16	0.16	1.26	1.26	0.16	0.16	0.16	0.16	1.27	1.27	0.169	0.169	0.159	0.159
吐出口径 (mm)		65	65	100	100	65	65	65	65	100	100	65	65	65	65
出力 (kw)		1.5	1.5	3.7	3.7	0.75	0.75	0.75	0.75	5.5	5.5	2.2	2.2	0.75	0.75
メーカー		鶴見	鶴見	鶴見	鶴見	荏原	荏原	鶴見	鶴見	新明和	新明和	新明和	新明和	新明和	新明和
自家発	メーカー									ヤンマー					
	出力									50kVA					
供用開始年		平成20年		平成20年		平成22年		平成25年		平成28年		令和3年		令和4年	
設置年		平成20年		平成20年		平成22年		平成25年		平成28年		令和3年		令和4年	